

令和6年8月14日

石川県危機管理監室
 担当者：次長 荒木 浩一
 内線：4205
 外線：076-225-1453

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定について

令和6年能登半島地震において、輪島市から申立てのあった3地域、3世帯について、調査の結果、長期避難世帯として認定する。

地域	世帯数	長期避難世帯公示日	認定理由	(参考) 避難指示発令日
門前町井守上坂	1	R6. 8. 14	避難指示が発令されている地域であり、また、土砂災害の危険があり、その対策工事に相当の期間（2～3年）を要するため	R6. 7. 10
町野町鈴屋	1		道路、電気、水道に深刻な被害が生じており、復旧が困難であり、居住不能状態の解消に長期の日数（2～3年）を要するため	—
町野町寺山	1		以前、認定した寺山地内の1世帯において、対象世帯の居住実態が判明したため	—
3地域	3世帯			

(注) 長期避難世帯とは、被災者生活再建支援法において、自然災害による被害が発生する危険な状況が継続するなど、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）のことであり、支援法上「全壊世帯」及び「半壊であっても解体する世帯」と同様の支援となる

区分	基礎支援金	加算支援金		計
①全壊（損壊割合 50%以上） ②半壊であっても解体する世帯 ③長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
④大規模半壊（損壊割合 40%台）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
③中規模半壊（損壊割合 30%台）	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

※ 賃借は公営住宅を除く。